-1	-110	tti. Ia
改正前	改正後	備考
社会福祉施設等における事故・不祥事案発生時の報告取扱要領	社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時	事故・不祥事案と感
	の報告取扱要領	染症を区別した表現
		に修正
1 目的	1 目的	. 12
		事投 了兴事安心成
この要領は、社会福祉施設等において利用者に対するサー	この要領は、社会福祉施設等において利用者に対するサー	事故・不祥事案と感
ビスの提供により事故・不祥事案が発生した場合の県及び市	ビスの提供により事故・不祥事案及び感染症等が発生した場	染症を区別した表現
町村への報告の取扱いを定め、もって、類似する事故・不祥事	合の県及び市町村への報告の取扱いを定め、もって、類似する	に修正
案の再発防止及び利用者の処遇向上を図ることを目的とす	事故・不祥事案及び感染症等の再発防止及び利用者の処遇向	
る。	上を図ることを目的とする。	
2 対象施設	2 対象施設	
別紙1の施設種別に定める社会福祉施設等(以下「施設」と	2	
いう。)とする。	いう。)とする。	
3 報告の範囲	3 報告の範囲	
各施設は次に該当する場合、報告を行うこととする。	各施設は次に該当する場合、報告を行うこととする。	
なお、事故・不祥事案が発生した場合は、直ちに電話又はF	なお、事故・不祥事案 <mark>及び感染症等</mark> が発生した場合は、直ち	事故・不祥事案と感
AX等により第一報を行い、その後に5に定める書式により	に電話又はFAX等により第一報を行い、その後に5に定め	染症を区別した表現
報告すること。特に食中毒及び感染症については、初動の遅れ	る書式により報告すること。特に食中毒及び感染症について	に修正
により発症者が広まるおそれがあるため、病原体が確定する	は、初動の遅れにより発症者が広まるおそれがあるため、病原	
前であっても症状からその疑いが持たれた時点で第一報を行	体が確定する前であっても症状からその疑いが持たれた時点	
うこと。	で第一報を行うこと。	

改正前	改正後	備考
(1)利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故の発生	(1)利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故の発生	
※1 施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故	※1 施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故	
を含む。また、在宅福祉事業についても同様とする。	を含む。また、在宅福祉事業についても同様とする。	
※2 負傷の程度については、外部の医療機関で受診(入院	※2 負傷の程度については、外部の医療機関で受診(入院	
程度)を要したもの及び後遺障害が残る可能性がある	程度)を要したもの及び後遺障害が残る可能性がある	
ものとする。	ものとする。	
※3 施設側の過誤、過失の有無は問わない。	※3 施設側の過誤、過失の有無は問わない。	
※4 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死	※4 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死	
因等に係る疑義により家族とトラブルになったときは	因等に係る疑義により家族とトラブルになったときは	
報告すること。	報告すること。	
(2)食中毒及び感染症の発生	(2)食中毒及び感染症の発生	報告の範囲を「社会福
	ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑わ	祉施設等に係る感染
	れる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した	症等発生時に係る報
	場合	告について
	イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑わ	(H17.2.22 厚労省 5
	れる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場	局長連名通知)」の内
	合	容を明記
	ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動	
	向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告	
	を必要と認めた場合	
※1 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これ	※1 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これ	
に従うとともに、当該要領にも従い報告すること。	に従うとともに、当該要領にも従い報告すること。	

沙下前	改正後	備老
改正前 ※2 感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症のう ち、5類感染症以外のものとする。 ただし、5類感染症であっても、インフルエンザ等が 施設又は事業所内に蔓延する等の状態になった場合に は、報告すること。 (3) 職員(従業員)の法令違反、不祥事案等の発生 ※ 利用者からの預り金の横領、入所者への虐待など利用 者の処遇に影響のあるものについては、報告すること。 (4) その他、報告が必要と認められる事故・不祥事案の発生 ※ 利用者の無断外出等による行方不明者の発生等利用者 の生命、身体に重大な結果を生じるおそれがある事案が 発生している場合等は報告すること。	改正後 ※2 感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症のう ち、5類感染症以外のものとする。 ただし、5類感染症であっても、インフルエンザ又は 感染性胃腸炎が施設又は事業所内に蔓延する等の状態 になった場合には、報告すること。 (3) 職員(従業員)の法令違反、不祥事案等の発生 ※ 利用者からの預り金の横領、入所者への虐待など利用 者の処遇に影響のあるものについては、報告すること。 (4) その他、報告が必要と認められる事故・不祥事案の発生 ※ 利用者の無断外出等による行方不明者の発生等利用者 の生命、身体に重大な結果を生じるおそれがある事案が 発生している場合等は報告すること。	備考 5類感染症のうち報 告を求める対象を明 記
4 報告先 各施設は、3で定める事故・不祥事案が発生した場合は、東 青地域県民局地域健康福祉部福祉総室に速やかに報告するこ と。 ※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱い に十分注意すること。	4 報告先 各施設は、3 で定める事故・不祥事案及び感染症等が発生した場合は、東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室に速やかに報告すること。 ※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。	事故・不祥事案と感染症を区別した表現に修正

改正前	改正後	備考	
5 報告の書式 別紙2「社会福祉施設等事故・不祥事案報告書」を標準とする。 ただし、食中毒及び感染症の発生については、別紙3「社会福祉施設等事故・不祥事案報告書(感染症等)」を標準とし、病原体が確定する前であっても、症状からその疑いが持たれた時点で速やかに第一報を行う。さらに事態が終息した時点で、同じく別紙3を用い対応報告を行うこと。	5 報告の書式 別紙2「社会福祉施設等事故・不祥事案報告書」を標準とする。 ただし、食中毒及び感染症の発生については、別紙3「社会福祉施設等感染症等発生報告書」を標準とし、病原体が確定する前であっても、症状からその疑いが持たれた時点で速やかに第一報を行う。さらに事態が終息した時点で、同じく別紙3を用い対応報告を行うこと。	事故・不祥事案と感染症を区別した表現に修正	

6 介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における事故・不祥事案報告との関係

改正前

介護保険法に基づく施設・事業所については、本取扱要領による報告をもって、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条第1項」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準第35条第1項」、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第27条第1項」、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第26条第1項」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第35条第2項」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第36条第2項」、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第34条第2項」に基づき事業者が県に対し行う報告とする。

6 介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における事故・不祥事案報告との関係

改正後

(1) 介護保険法に基づく施設・事業所について 本取扱要領3に規定する報告範囲内の事案について、市町村 に対して次に基づく報告を行う場合は、併せて県に対しても本 取扱要領に基づく報告を行うこと。

① 青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月青森県条例第12号)第4条の規定によりその定めるところによるものとされる次の基準の該当条文による市町村への報告

基準 該当条文 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第37条第1項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第27条第1項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予 防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第35条第2項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 第36条第2項 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 第34条第2項

※ 上記の準用規定を含む。

② 各市町村が定める条例において規定する次の基準の該当条 文による市町村への報告

基準	該当条文
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に	姓 0 C 2 姓 1 西
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第26条第1項

小項目の見出 しを追加

備考

各基準では県 に報告を求め ていないこと から、表現を 整理

表形式に変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く施設・事業所については、本取扱要領による報告をもって、「障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第40条第1 項」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第54 条第1項」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3 6条第1項」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 28条第1項」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第 32条第1項」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準第 17条第1項」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準第16条第1 項」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第43条第1 項」に基づき事業者が県に対し行う報告とする。

改正前

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設・事業所について

改正後

本取扱要領3に規定する報告範囲内の事案については、本 取扱要領による報告をもって、次に基づき事業者が県に対し て行う報告とする。

なお、市町村に対しても報告が必要であることに留意する こと。

① 青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成25年3月青森県条例第14条)においてその定めるところによるものとされる次の基準の該当条文による県への報告

基準	該当条文
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第40条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第54条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第32条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	第17条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く福祉ホームの設備及び運営に関する基準	第16条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第43条第1項

※ 上記の準用規定を含む。

小項目の見出し を追加

備考

介護保険法と合 わせて表現を整

※ 障害者総合 支援法において は、県への報告 が規定されてい る。

表形式に変更

改正前	改正前		
	② 厚生労働省令で定める次の基準の該当条文による県への		
	報告		
	基準	該当条文	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ く指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	第28条第1項	
附 則 この要領は平成25年6月25日から施行する。	附 則 この要領は、平成25年6月25日から施行 平成29年1月1日 一部改正		

改正前			改正後			
別紙1 (2関係) 対象施設及び報告書提出先 施 設 種 別 児童福祉施設 (保育所、児童厚生施設、現子生活支援施設、児童美護施設、児童美達企立支援施設、児童美護施設、児童美直立支援施設、乳児院、児童家庭支援センター、情緒障害児知期治療施設) 児童福祉施設等 (障害児人所施設、障害児通所支援事業所、障害児和販支援事業者) 障害者支援施設、障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業) 生活保護施設 (改護施設)	改正前 報告書提出先 東青地域県民局地域健康福祉部 福祉総宝	集担当課 こどもみらい課 障害福祉課 障害福祉課 健康福祉課	別紙1 (2関係) 対象施設及び報告書提出先 施 設 種 別 児童福祉施設 (保育所、認定こども関 (幼保達携 型・保育所型)、児童原生施設、児童美 性活支援施設、児童美施設、児童美 と ンター、情緒に書いた別治療施設と) 児童福祉施設等 (障害児人所施設、障害児・頭所支援事業所) 障害者支援施設、障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業者) 障害者支援施設、障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業) 生活保護施設 (教護施設) 老人福祉施設、	改正後 報告審機出先 東青地城県民局地域健康福祉部 福祉総室	県担当課 こどもみらい課 障害福祉課 障害福祉課 健康福祉政策課	備考 報告対象として認 こども園を追加
行うこと。	哲又はFAX等により、事故・不祥事 児童厚生施設、母子生活支援施設及	素発生後遅滯なく	有料老人ホーム) 介護保険施設・事業所 (介護老人福社施設 (特別養護老人 ホーム:定員 2 9 人以下の地域密着型 介護老人福社施設を除く。)、介護老 人保糖施設、介護療養型医療施設、居 宅サービス事業所等、介護予防サービ ス事業所等) 注) 1 対象施設は県が所管する施設等とする。(中核市所管施設は中核市への報告が必要) 2 第一朝は、文書作成を待たず電話又はFAX等により、事故・不祥事業及び感染経等発生後運滞なく行うこと。 3 介護保険施設・事業所、保育所、認定こども園、児童厚生施設、母子生活支援施設及び障害者施設等については、上記以外に市町村への報告についても留意すること。 4 児童福祉施設 (保育所、認定こども園、児童厚生施設及び母子生活支援施設を除く)については、上記以外に、「児童福祉施設等入追所事務政及の母子生活支援施設を除く)については、上記以外に、「児童福祉施設等入追所事務政及要領」により、児童相談所へも報告を行うこと。 5 感染症等発生時は、上記以外に管轄保健所に対しても確実かつ速やかに報告すること。 6 認可外保育施設については、平成27年2月16日付け内閣庁・文部科学者・厚生労働		八戸市の中核市移 による整理 報告対象として認 こども園を追加 感染症等発生時の	
4 児童福祉施設(保育所、児童厚生	weft-20いても歯患すること。 迷離設及び毎子生活支援施設を除く) 務取扱要側」により、児童相談所へも!			等における事故の報告等について」に		健所報告を記載 認可外保育所の取 いを記載

改正前			改正後			
別紙2(社会	福祉施設等事故・不祥事業報告書 平成 年 月 日 法人名称及び代表者等氏名 (氏名) 印 事故・不祥事業が発生したので報告します。	別紙20	別紙2(5 関係) ※ 提出先:東青地域県民局地域健康福祉部福祉総 <u>室監査指導課</u> 社会福祉施設等事故・不祥事案報告書 平成 年 月 日		
1 事	役名及び所在地	学取、小特等素が完工したので報告します。 施設名 所在地 電影書号	当施設	において、次のような! 	法人名称及び代表者等氏名 (氏名) 印 事故・不祥事業が発生したので報告します。	
所	受種別 受長氏名		1 事業	施設名及び所在地	那&C中 所在地 電話番号	
2事故·祥事素	不 対 氏名等	氏名 (男·女) 年 月 日生(歳) 住所		施設種別施設長氏名		
象者 (利用者 は入所者	Z	電話番号	2 事故· 不祥事康 対象者	氏名等	氏名 (男·女) 年 月 日生(歳) 住所	
	①発生日時 ②発生場所	平成 年 月 日(曜日) 時 分	(利用者 又は入 所者)	家族等の状況	電話番号	
3事故・ 不祥事 素の概	③種別 (該当するものに〇をす る)	利用者の死亡、利用者の負傷、職員の法令違反、不祥事素 その他())		①発生日時 ②発生場所	平成 年 月 日(曜日) 時 分	
¥	④内容 (経緯、発生状況、事故・ 不祥事案対象者の状況、		3 事故・ 不祥事ま の概要	③種別 (該当するものに○をする)④内容	利用者の死亡、 利用者の負傷、 職員の法令違反、 不祥事業) その他()	
	原因等を記載)			(経緯、発生状況、事故・ 不祥事案対象者の状況、 原因等を記載)		
4事故・ 不祥事 家的 対応	発生時の対応 (応急処置、家族等への 連絡状況、医療機関への 搬送状況等を記載)	家族への道能(有・無) 利用決定機関への報告(有・無) (機関名:)	4 事故・ 不神事業 時の対応	発生時の対応 (応急処置、家族等への 連絡状況、医療機関への 搬送状況等を記載)		
5事故・	①搬送後又は治療後の利 用者の状況 (病状、入院の有無等)	Value 10 ·		①搬送後又は治療後の利用をのサフ	家族への連絡(有・無) 利用決定機関への報告(有・無) (機関名:)	
不祥事 家後の 対応	②家族への対応 (報告・説明) ③損害賠債等の状況		不祥事業	用者の状況 (病状、入院の有無等) ②家族への対応 (報告・説明)		
6 再発配		な記録(介護、看護記録等)や図がある場合は、併せて添付してくださ	6 再発	③損害賠償等の状況 (損害保険利用の有無)		
V _a		な記録(小腰、看腰記録等)や図がある場合は、併せて指付してくださ 項目を拡張するか、別に記載して下さい。	※ 事故	不祥事案について、詳細な	な記録 (介護、看護記録等) や図がある場合は、併せて銘付してください。 項目を拡張するか、別に記載して下さい。	

	改正前	改正後	備考
別紙3 (5関係 当施股において 施股名 施股所在地 施股長氏名 報告者氏名) 社会福祉施設等事故・不祥事案報告書 (感染症等)	別紙3 (5関係) ※ 提出先:東青地域県民局地域健康福祉都福祉総室監査指導課 社会福祉施設等感染症等発生報告書 第一報 年 月 日 対応報告 まずに名 (氏名) 当施設において、次のような感染症等が発生したので報告します。 施設名 施設種別 施設所在地 電 話 () FAX () 施設長氏名	報告先を明記 事故・不祥事案と感 染症を区別した表現 に修正
	報状・食・中毒・フロッイルス・インフルエンツ・その他 (発生状況	藤染症名 結核・食中毒・ノロウィルス・インフルエンザ・その他() 発生状況	
	発生経過 月日 発産利用 者数(美 産 職 員 () () () () () () () 症状等	発生 杖 沢 及 び経過	
受診医療機関	電話	受診医療機関 電話	
連絡状況 保護所の対応 損害賠償の状況 再発防止に向けた・取り 決め ※必要に応じて てください。	家族への連絡(有・無) 利用決定機関への連絡(有・無) (機関名:) あり・なし・検討中・その他() こ、各項目や発生経過欄は適宜追加してください。 <u>なお、裏面にも記載し</u>	家族への連絡(有・無) 利用決定機関への連絡(有・無) 保健所の対応 損害賠償の状況 あり・なし・検討中・その他(再発防止に向けた今後の対 応・取り決め ※ 必要に応じて、各項目や発生経過欄は適宜追加してください。 なお、裏面にも記載してください。なお、裏面にも記載してください。	
裏面省略		裏面省略	